

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園を自粛されたみなさまへ

次の場合、利用者負担額（保育料）を日割り計算して減免します

登園自粛期間中（4/11～5/17）に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため登園を自粛した場合

※ただし、事務処理の関係上、保育料は一度全額を納付いただき、後日減額分を還付します。

日割り減免後の保育料は次の式で計算します

保育料×（保育所等の開所日数－登園を自粛した日数）÷25日

減免を受けるためには減免申請が必要です

【必要書類】 保育料減免申請書

※申請者は認定保護者です。

※押印してください。シャチハタなどの浸透印は使用できません。

登園自粛期間証明書

※在籍されている施設で証明をもらってください。

【提出先】 出雲市役所 保育幼稚園課 又は 各行政センター市民サービス課

【提出方法】 郵送申請も可。

【その他】 保育料の減額分の振込先口座は原則、保育料の引き落とし口座といたします。

保育料を納付書で納付されている場合は振込先口座がわかるものをご提出ください。

振込先口座は保護者のものに限りです。

認定こども園・小規模保育事業施設の保育料の納付や返金時期につきましては、在籍されている施設でご確認ください。

保育料の減額分の還付は3か月程度かかります

内容を審査後、保育料減免決定通知書を送付いたします。送付までに2～3か月かかりますのでご了承ください。

また、認可保育所へ在園しているお子様の保育料の還付時期は次のとおり予定しています。

- ・4月分の保育料の減免申請書を5月中に提出された場合は7月末ごろ、口座へ振り込む予定です。
- ・5月分の保育料の減免申請書を6月中に提出された場合は8月末ごろ、口座へ振り込む予定です。

お問い合わせ 出雲市役所 保育幼稚園課 入園係 TEL：0853-21-6964